

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公益的法人等に対しては、区職員の専門的知識能力の活用による円滑な事業推進や、区の各種行政施策との調整などの観点から、今後とも、財政的支援だけでなく人的支援等も含めて、公益的法人等との連携を深め、各種事業を推進していく必要があるため、現在条例に規定されている団体以外の団体にも区から職員が派遣できるよう必要な改正を行う。

2 内容

第2条第1項に「公益社団法人墨田区シルバー人材センター」及び「社会福祉法人墨田区社会福祉協議会」を新たに加えるほか、所要の規定整備をする。

3 施行期日等

令和6年4月1日

※ 職員の派遣に係る手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。